

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第八号の規定に基づき、昭和六十二年建設省告示第千九百一号の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははり
を接合する継手又は仕口の構造方法を定める件

前文中「構造に関する基準」を「構造方法」に改める。

本文中「の構造」を「の構造方法」に、「ものであること」を「ものとする」に改める。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。